

八ノリノ...  
 六ノリノ...  
 五ノリノ...  
 四ノリノ...  
 三ノリノ...  
 二ノリノ...  
 一ノリノ...  
 大正十二年正月一日

株式會社日本製鋼所

推シ得タルヲ以テ豫メ解備者ニ對シ解備通知返却ノ有無ニ  
 拘ハラス會社ノ意旨ニ變動ナキ旨通知シ置キタリ  
 廿八日入業時(午前七時半)ニ至リ豫想ノ如ク解備者ハ一  
 般職工ト共ニ入場セントシタルモ絶對ニ之ヲ斥ケタルヲ以  
 テ彼等ハ場外ニ於テ宣傳ビラヲ撒布シ勢圖歌ヲ高唱スル等  
 盛ニ煽動ヲ試ミタル結果先ヅ機械工場ノ一團ヨリ怠業シ終  
 ニ全部怠業状態トナレリ  
 一方解備者卅八名ハ工場長ニ面會ヲ求メ解備ノ理由及本日  
 入場セシメザル理由ノ説明ヲ要求セルヲ以テ工場長ハ本日  
 松田今田三技師及油谷主事補ト共ニ會見之ヲ説諭シタルモ  
 彼等ハ了解セザルモノ、如ク終ニ激語ヲ放チテ退去セリ  
 場内ニ於テハ職工全部ヨリ工場長ニ面會ヲ求メタルニ依リ  
 機械工場ト其他ノ二團ニ分チ比企松田ノ二技師ヲシテ會見  
 セシメタルニ機械工場(松田技師會見)ニテハ一同ノ解  
 備者ハ勞正會ノ代表者ナルヲ以テ全部復職セシメラレ度若  
 シ聽許セラレザレバ勞正會員全部ヲ解備セラレタシト申  
 出タルニ依リ此際輕舉妄動ヲ避クル様反省ヲ促シタリ他ノ  
 一團(比企技師會見)ハ一月一日モ速ニ就業シ得ル様計ハレ

株式會社日本製鋼所